



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名	株式会社スクロール
代表者	代表取締役 堀田 守
(コード番号	8005)
問合せ先責任者	経営統括部 経営企画課長 鈴木 康晴
(TEL	053-464-1114)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 30 日開催の取締役会におきまして、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 29 日開催予定の第 74 期定時株主総会(以下「本総会」)に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 本総会においては、本総会の終結のときをもって当社取締役6名全員が任期満了となることに伴い、「取締役7名選任の件」を別途上程いたします。

当該議案の上程にあたっては、平成27年3月 13 日付「代表取締役および取締役の役職変更ならびに組織変更・人事異動に関するお知らせ」にて開示させていただいたとおり、経営環境の変化に迅速に対応するため、経営体制の強化及び当社のガバナンスの強化を目的として会長職の新任を予定しております。

つきましては、上記に関連して、当社定款第 12 条に所要の変更を行うものであります。

(2) 平成 27 年 5 月 1 日に施行されました「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第 27 条第 2 項及び第 36 条第 2 項に所要の変更を行うものであります。

なお、当該変更案の上程に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更に係る日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 5 月 29 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 5 月 29 日(予定)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (総会の招集権者及び議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。ただし、<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 13 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(責任免除)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p>(責任免除)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第3章 株主総会 (総会の招集権者及び議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。ただし、<u>取締役会長又は取締役社長</u>に事故、欠員又はさしつかえあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 13 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(責任免除)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>取締役(同条に定めるとおり業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(責任免除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

以 上